

常滑市立小・中学校における第3子以降給食費無償化変更申請書

年 月 日

(宛先) 常滑市長

(保護者) 住 所 常滑市

氏 名

下記のとおり変更がありましたので、変更の申請をします。

児童生徒の氏名	学校名	学年
	学校	年
変更事項		
【該当しなくなった項目にチェックをしてください。】		
<input type="checkbox"/> 中学生以下の子が3人未満となった。		
<input type="checkbox"/> 年齢の高い方から数えて3番目以降の子が、給食が提供される市内市立小・中学校に通学しなくなった。		
<input type="checkbox"/> 保護者と無償化の対象となる子が、市内に住所を有しなくなった又は（市内に住所を有しているが）生計を一にしなくなった。		
<input type="checkbox"/> その他（ ）		

【参考】常滑市立小・中学校における第3子以降給食費無償化事業実施取扱要綱
(対象者)

第3条 無償化の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第3子以降の児童又は生徒（以下「対象児童等」という。）の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中学生以下の子が3人以上いる者
- (2) 年齢の高い方から数えて3番目以降の子が、給食が提供される市内市立小・中学校に通学している者
- (3) 保護者と対象児童等が、市内に住所を有し、生計を一にしている者（単身赴任等特別な事情がある場合を除く。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助又は常滑市就学援助費取扱要綱（平成26年常滑市教育委員会要綱第1号）に基づく就学援助により、学校給食の支援を受けていない者
- (5) 学校における給食費を滞納していない者